

2025年度社会保障制度等に関する要請について（回答）

- 提出者：鳥取退職者連合中部地区協議会、連合鳥取中部地域協議会
- 受付日：令和7年1月24日
- 回答日：令和7年2月6日

I. 地域包括ネットワークの推進について

1. 介護保険事業計画および地域医療介護総合確保基金活用計画の策定・執行にあたっては、被保険者・保険料を拠出する労使代表等の市民参画体制のもと、利用者の権利と超高齢化社会への適応を両立させることを基本に進めること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

第9期介護保険事業計画は、公募による市民や幅広い地域関係者で組織する「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」での協議を経て策定しています。

計画の基本理念を「住み慣れた地域で、豊かに健やかに暮らせる長寿社会を目指して」とし、計画期間中に、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることから、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指して取り組むこととしております。

2. 利用者の必要性和選択を満たす、医療・介護・住宅福祉の切れ目のないネットワーク＝地域包括ケアネットワークを推進すること。「地域ネットワークの要」として保険者ごとの地域包括支援センターを設置し、生活圏域ごとの地域包括支援センターを連携して総合相談・支援機能の強化を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

本市では市内を5つのエリアに分けて、それぞれのエリアを担当する地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターは地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関として、生活支援コーディネーター（福祉課題等の解決に向けた身近な相談員）やあんしん相談支援センター（多機関協働事業）などの関係機関や民生委員等地域の関係者と連携して総合相談・支援機能の強化に取り組んでいるところです。

3. 地域包括支援センター運営委員会等への住民代表の参加、協議内容の公開を促進し、市民への介護保険サービスの周知を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

地域包括支援センター運営協議会の機能を担う「倉吉市いきいき長寿社会推進協議会」において、公募による委員を委嘱し、住民代表の立場からのご意見をいただいているところです。同協議会の協議内容については市のホームページ上での公開に努めています。

4. 健康増進事業の推進

高齢者の健康寿命が健康で快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

市の保健師や地域包括支援センターが中心となり、市民の健康寿命の延伸、介護予防に向け、高齢者の身近な場所（地区コミュニティセンターや自治公民館など）での健康教室、介護予防教室の開催を推進しているところです。より効果的な内容となるよう医療機関等と連携し、理学療法士や作業療法士、栄養士などの医療専門職にも協力を得ながら事業実施しています。

II. 介護保険について

1. 介護を必要とする高齢者が介護保険制度を利用していない実態がみられる。高齢者に介護保険制度やそのサービスを周知し、介護予防・重度化防止の観点から適切な介護保険の利用を促すこと。また、ヤングケアラーの課題解決に向けての支援策を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険制度や介護サービス利用について、広く市民への理解が深まるよう、引き続き様々なツールを活用してわかりやすい情報提供や周知に努めます。

また、介護を必要とする方が適切な介護サービスの利用につながるよう、身近な相談支援機関である地域包括支援センターを中心とした相談機能の充実に努めます。

ヤングケアラー等複合的課題への対応については、高齢、障がい、子ども、教育等の各関係機関が重層的に連携し、必要な支援を行うこととしています。

2. 既に認定されている要支援者の認定更新、新規の要介護認定申請者とも、「基本チェックリスト」を要介護認定手続きの前置要件としないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

新規申請又は更新申請ともに、「基本チェックリスト」実施を前提要件とはしておらず、個々の状況に応じ、本人や家族の方の意向に沿って要介護認定手続きを行っています。

3. 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の引き下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などのサービス切り下げをしないこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

訪問介護におけるそれぞれのサービスのうち、生活援助中心型の人員基準を緩和する改正が行われたのは、介護人材不足という喫緊の課題解決のため、専門性などに応じて人材を有効的に活用することを目的として制度改正が行われたものです。

国においては、生活援助中心型サービスは一定の研修を修了した者が担えることとし、県による初任者研修の実施などを充実させることで、人材の質の確保が図られております。

本市では、利用者の考えを尊重しつつ、自立支援に向けて必要とするサービスは適切に提供する体制を整えていきたいと思っております。

4. 地域在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護事業を拡充すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

本市では、グループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した施設が、令和3年に開設されました。今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者のニーズ、介護者の負担軽減に資する在宅サービスの確保に努めたいと思っております。

5. 介護福祉施設等の施設入居者の安全・安心を守るための防災・防疫体制を整備すること。また緊急時の医療・介護連携、避難・誘導、備蓄、地域連携の体制整備と定期的検証を実施すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けられております。県及び庁内関係部署と連携して支援し、適切な指導等をしていきたいと思っております。

また、感染症対応について、感染症による介護サービス提供体制への影響をできるだけ小さくしていくことが重要であることから、国・県と連携して感染拡大防止を図り、必要な介護サービスを継続して提供できるよう支援していきたいと思っております。

6. 特別養護老人ホームを整備・拡充し、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。施設生活が必要な「要介護2以下」の希望者の特例入所を保障すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

特別養護老人ホームの整備については、県が整備する施設と市町村が整備する地域密着型特別養護老人ホームとがありますが、本市においては、今のところ施設整備を計画しておりません。

また、特例入所については、県の指針に沿ってその必要性を適正に判断することに努めたいと思っております。

III. 介護労働者の処遇改善と人材確保について

1. 介護職員の賃金を改善するため、事業者と協力して介護事業所で働くすべての労働者に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」の効果を及ぼすこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

令和元年に介護人材確保に向けた処遇改善策として、キャリアのある介護職員への更なる処遇改善をベースとして「介護職員等特定処遇改善加算」が行われましたが、この処遇改善においては、

原則「経験・技能のある介護職員」「他の介護職員」「介護職員以外の職員」に傾斜配分することとされていますので、介護事業所で働くすべての労働者に効果が及ぶ改善策となっております。

介護人材不足への対応は喫緊の課題であり、今後、国の動向を注視しながら、本市としても介護人材の確保に向け、県と連携しながら介護事業所への支援に取り組んでいきたいと思っております。

2. 介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善に取り組むこと。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

今後も引き続き介護事業所への適正な指導を実施していききたいと思います。

3. 介護労働者の労働安全衛生の取り組みを強化し、労働災害や感染症を防ぐための必要な設備・0 機材・備品等の整備、研修を含めた健康管理体制を整備すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

関係法令に基づく衛生管理体制等が整備され、労働災害の防止や労働者の健康の保持が図られるよう、介護サービス事業所の指導監督を県と連携して取り組んでいきたいと思っております。

IV. 認知症対策について

1. 「認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすという新オレンジプランの基本理念を踏まえ、地域のなかで認知症の人とその家族を支える「見守り・声かけ・相談・支援」の仕組み作りを推進すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

認知症に対する正しい知識と理解を深めるため、認知症地域支援推進員2名を配置し、認知症の人とその家族への相談支援、地域で支えるための見守り体制の構築、認知症サポーター養成や認知症絵本教室をはじめとする住民への啓発等を、地域包括支援センターとも連携しながら取り組んでいます。

2. 医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

TDAS(もの忘れプログラム)の活用等により、健診・介護予防教室・通いの場など、多様な機会を通じた意識啓発・早期発見に取り組んでいます。

また、認知症の人や家族が適時適切なサービスを受けることができるよう、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等を明記した認知症ケアパスの改訂に取り組んでいるところです。

3. 認知症高齢者による交通事故の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、事故発生の場合家族に過剰な賠償責任を負わせない方策、損害賠償に備える個人賠償保険制度を創設すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

一部自治体では認知症の人の事故などへの損害賠償救済支援策を講じる動きがありますが、本市においては、現在のところ特段の検討はしていません。今後は、国や他の先行自治体の取組内容、課題や効果等について引き続き研究してみたいと考えます。

4. 国の「認知症基本法」の成立を受け、市は、施策基本計画策定に当事業団体代表を入れ意見を聴き実効性ある施策を図ること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

本市の認知症基本計画については、次期(第10期)の介護保険事業計画等の策定にあわせて検討していきたいと考えています。その際には、認知症基本法で示されているように認知症の人及び家族等との対話や意見交換を踏まえ、認識を共有したうえで、施策の立案に臨みたいと考えます。

V. 地域公共交通の充実について

1. 高齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化のため、地域公共交通を整備・再編成すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

本市では、これまで路線バスを地域公共交通の中心に置きつつ、その利用実態を踏まえながら、例えば、北谷・高城地区における平日の昼間の予約型乗合タクシーの運行をはじめ、一部の地域でNPO法人による自家用有償運送や任意団体による共助交通の導入など、地域公共交通の利便性の向上や補

完的機能の確保に向けた整備・再編に取り組んできたところです。

特に、NPO 法人や地域の任意団体によるきめ細やかな交通ネットワークにより、地域の高齢者等の外出促進に繋がっており、地域コミュニティの維持にも貢献していると考えています。

また、スーパーの撤退による関金地区等の中山間地域を中心とした買い物環境の確保や令和7年3月の鳥取県立美術館の開館など新たな課題や動きに対応するため、地域の様々な関係者と連携し、デジタル技術を活用した「予約型乗合タクシー」や、ゆっくりとまちなかを周遊できる「グリーンスローモビリティ」の導入など新たなモビリティを活用した仕組みづくりの検討も進めています。

地域公共交通を基軸に、高齢者等の外出機会やまちの活力を創出していけるよう、引き続き、地域関係者との共創により、地域公共交通の再構築に努めます。

2. 移動困難者の対策を図ること。高齢化による運転免許証の返納者、買い物や通院、通学など日常生活における移動困難者に対して適切な移手段を確保すること。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

地方の人口減少、少子高齢化の進展により、公共交通の利用者の減少に加え、公共交通機関のドライバー不足や高齢化、更には、運転免許証の自主返納制度や免許更新に必要な認知機能検査・高齢者講習の導入など高齢運転者に対する交通事故防止対策の強化により、地域公共交通の維持が困難な状況になりつつある中、その役割、重要性は高まっていると認識しています。

このような背景を踏まえ、現在、本市においては、県や中部4町、交通事業者等と連携し、令和7年度を始期とする地域公共交通計画の見直しを進めています。

交通を基軸に市民の暮らしが豊かでや活力のある「暮らしよし倉吉」の実現を目指し、引き続き、地域関係者との共創による持続可能な地域公共交通の再構築に取り組んでいきます。

VI. 低所得高齢単身女性に関することについて

1. 住宅セーフティネット法が改正されたことから、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を増やすこと。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の登録は鳥取県が行っています。

本市においては、県や3市と共に鳥取県居住支援協議会に参画しており、協議会を通じて住宅の登録を促進していきます。

セーフティネット住宅情報提供システム (<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/>) では、鳥取県内で998棟7,029戸、倉吉市内で141棟1,041戸の登録(令和7年1月20日現在)がありますので、鳥取県居住支援協議会が設置しているあんしん賃貸相談員(東・中部担当相談員専用携帯電話090-7135-3686 E-mail anshin-e@tottori-takken.or.jp)にご相談ください。

2. 居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して広くかつ公平に住民一般の利用に供せられるべき性質のものであるため、入居の募集は、特別な事由(災害、不良住宅の撤去、公営住宅の建替えによる住宅の除却等)がある場合を除き、公募によらなければならないこととなっていますが、本市では高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の世帯に対して、間取りや階層等を考慮した上で住戸を選定し優先募集を行っています。

また、公営住宅は親族2名以上での入居を条件としていますが、60歳以上の方には単身での入居を認めています。

新たに住宅を整備する際には全ての住戸のバリアフリー化を図っています。

高齢単身女性に限定した優先入居制度はありませんが、高齢者の入居に配慮した環境を整えています。

3. 入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

本市が参画している鳥取県居住支援協議会の会員である居住支援法人の特定非営利活動法人ワーカーズユープさんいんみらい事業所（倉吉事務所：見日町600 Tel：24-6551）が緊急連絡先、近隣迷惑行為時の対応、見守り、家賃滞納時の指導を行っています。

令和5年4月1日から連帯保証人の確保が困難な場合は、家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結することにより入居可能としています。

4. 安心して病院・福祉施設に入院・入所できるようにすること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

単身高齢者が増加する中で、病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いが生じないように県とも連携し、啓発・周知を行いたいと考えます。

また、成年後見制度や日常生活支援事業等の制度の利用が必要な方が、適切にサービスに繋がるよう、相談支援体制の強化や利用支援制度の充実を図りたいと考えます。

5. 身元保証人等がないことのみを理由に、医療機関において入院を拒否することのないよう各病院・福祉施設に徹底すること。

（本市には市立病院・福祉施設がないため、回答なし）

VII. 社会的孤立や孤独死の防止対策について

高齢単身者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細やかな見守りや支えあいの体制整備を急ぐこと。

その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）民間事業者（郵便配達、新聞配達、宅配ドライバー等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するためには、社会参加を促す取り組みや、地域住民による見守り、支え合いが行われる地域づくりの取り組みが重要と考えます。

また、地域における身近な相談窓口の充実とともに、地域包括支援センターや民生委員をはじめ、さまざまな関係機関・団体等との連携により、アウトリーチ機能の強化も含め、効果的なネットワークの構築に取り組んでいきたいと考えます。

なお、平成20年度から取り組んでいる中山間集落見守り活動協定については、現在29事業所と協定を締結し、住民生活の異変等を早期発見する体制の充実に努めています。

VIII. 高齢者の消費者被害防止について

高齢者の消費者被害の防止に向けて情報の収集や提供、被害の相談、啓発や教育など消費者基本法にもとづき、消費者行政の推進、関係機関の連携強化をはかること。

【回答：地域づくり支援課 Tel 22-8159】

高齢者からのさまざまな相談は、地域包括支援センター、倉吉市市民生活相談窓口などで対応しており、消費者被害に関する相談をお受けした際は、中部消費生活センターなどの専門の相談機関へつなぐなどすみやかな対応を行っているところです。

また、令和4年より地域包括支援センターを中心とした関係団体による「消費者被害情報共有会議」を設置して、高齢者等の消費者被害の防止に向けた情報共有を行うなど、関係機関と連携した取り組みも行っているところです。引き続き、消費者行政の推進、関係機関との連携強化を図っていきます。